

経営改善などに繋がる取り組みに関する

実施例

ステップアップ補助金のご案内

経営改善計画遂行に向けた取り組み、商品の販売促進の取り組みなど

展示会出展、ブース造作費、新聞折込、チラシ作成、ホームページ作成、集客増加を目指す事務所等の修繕経費、備品等の購入経費

省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する取り組み

作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新等

インボイス制度導入に向けた取組に係る経費

インボイス発行のためのレジシステム導入に係る経費等

その他、創業時に係る取り組み、事業趣旨に合致した取り組み等

項目		対象	補助率	補助上限
経営改善型	業務改善に繋がる工夫を凝らした事業など ※別途専門家派遣も可能 (20万円を加算可能。ただし、専門家派遣のみ実施したときは20万円が補助限度額。 中小企業の場合は30万円を加算可能、専門家派遣のみ実施したときは30万円が補助限度額。)	中小企業等 小規模企業	3分の2	200,000円
		中小企業	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等	3分の2	200,000円
		商店街団体	3分の2	200,000円
起業支援型	雇用を伴う創業(創業5年目までを対象)、第二創業に関する取組など	創業予定者、中小企業等	3分の2	200,000円

対象事業者

木津川市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体。
(他府県は除く)

中小企業・小規模企業の定義については右記QRコードを確認ください。

(中小企業庁HP→)



※令和4年度中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した企業は原則対象となりませんが、条件により対象となる場合もありますので経営支援員にご相談下さい。

事業実施期間

交付決定日～令和5年12月31日(日)

(4/1から着手分可(着手届が必要)、但し支払済みは不可)

要件

中小企業応援隊員(経営支援員)の支援を受けること等

募集期間

令和5年5月10日(水)～令和5年5月31日(水) 17時まで

審査会

申請いただいた後、審査会で採択の適否の判断をさせていただきます。

審査会は令和5年6月初旬の予定です。

その他

※補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後20日以内に、報告書を提出する必要があります。

※応募には経営支援員のコンサルティングが必要です。
まずは木津川市商工会経営支援員にご相談下さい。

裏面あり

問合せ先

本 所:0774-72-3801 加茂支所:0774-76-2970 山城支所:0774-86-3157

ステップアップ補助金に関するQ&A

Q	A
1.京都府内に主たる事業所を有している中小企業等が管轄外の商工会・商工会議所等が実施するステップアップ補助金の申請ができるのか。	1.可能ではあるが近隣商工会・商工会議所等とも調整が必要。
2.京都府内に主たる事業所を有している中小企業等が、府外にある事業所に、業務改善につながるような設備を導入する場合、当該経費は補助対象経費となるか。	2.府外にある事業所への設備導入は、補助対象経費とならない。
3.手形、小切手の支払いは認められるか。	3.認められる。なお、領収書などに加え、銀行口座から該当額が引き落とされた事が確認できる当座勘定照合表の写し等を添付する事。
4.インターネットで注文しカード決済した場合、実績報告時の資料は何か必要となるか。またポイントでの支払いは対象となるのか。	4.発注画面等を印刷したものが必要 ・カード支払明細の写し(該当部分以外は黒塗り対応可) ・納品された商品の写真等、年月日も含め発注した商品が届いて支払いを事業期間内にした事が分かる資料が必要。 ただし、ポイントでの支払いは値引きに該当するので対象外である。
5.求人広告に係る経費は補助対象となるのか。	5.求人広告に係る経費は売上向上や業務改善など補助事業の趣旨に直接つながるものでなければ、原則対象外。
6.パソコン、タブレット、スマートフォンは補助対象になるのか。	6.いずれも汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外。ただし、パソコン、タブレットについては、業務改善、売上向上などに繋がる取組など補助事業の趣旨に沿った取組に限定して使用し、かつ支援機関において、限定して使用することが確認できるものであれば可。
7.補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後20日以内に、報告書を提出する必要があるが、個人事業者は売上総利益、経常利益をどのように算定すればよいか。	7.確定申告書を用いる。 確定申告(青色)の所得税青色申告決算書では売上総利益は⑦、経常利益は④⑤、確定申告(白色)の収支内訳書では売上総利益は⑩、経常利益は⑳の数字を用いる。
8.応募に際し、経営支援員のコンサルティングを受ける必要があるとの事だが具体的にどのようにすればよいのか。	8.申請段階から経営支援員と連携する事が必要。補助事業期間内に適宜、必要な支援を受け、要求があった際には、状況報告書にて進捗状況の報告を行う必要がある。

【評価基準について】※取組(事業)については下記の事項を評価基準とします

- ①経営改善(商店街:集客)に繋がる工夫を凝らした取組(事業)であること
- ②経営改善(商店街:集客)の見通し(売上向上、販路開拓、効率化等)があること
- ③具体性・計画性があり、実現可能なものであること
- ④補助対象経費の支払いに木津川市内の業者が含まれていると加点対象となります。